

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 技 能 講 習 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第43号）
建設業労働災害防止協会 青森県支部
（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

※上記講習の修了証を既に取り得られているのに再び受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についての確認をした上で、お申込み下さいますようお願いいたします。

1. 受 講 資 格

- 【経験年数】(1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 学校教育法による大学・高等専門学校又は高等学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後、2年以上建築物等の鉄骨の組立ての作業に従事した経験を有する者。（※卒業証明書等(写)を添付して下さい。）
- (3) その他、厚生労働大臣が定める者。

2. 講習科目及び時間

- 【1日目】 ① 作業の方法に関する知識（5時間）
② 工事用設備・機械・器具等に関する知識（1.5時間）
- 【2日目】 ③ 作業環境等に関する知識（1.5時間）
④ 作業者に対する教育等に関する知識（1.5時間）
⑤ 関係法令（1.5時間）

3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 鋼橋架設等作業主任者技能講習又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (2) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
- (3) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

※受講の一部免除を受けようとする者は、受講申込み時に必ず有資格証（写）を添付の上、申込みすること。なお、有資格証（写）の添付無いものは、全科目受講としてみなしますのでご注意ください。

4. 受講料

区 分		受講科目 時 間	計	内 訳		
				受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	修了証 送付料
全 科 目		11 時間	会 員 11,872 円 非会員 12,242 円	10,000 円	会 員 1,480 円 非会員 1,850 円	392 円
一 部 免 除	(1) 鋼橋架設等又はコンクリート橋 架設等のいずれかの作業主任者	①②⑤ 8 時間	会 員 9,372 円 非会員 9,742 円	7,500 円		
			会 員 7,872 円 非会員 8,242 円	6,000 円		
	(2) とび 1 級又は 2 級の技能検定	④⑤ 3 時間	会 員 5,872 円 非会員 6,242 円	4,000 円		
			会 員 5,872 円 非会員 6,242 円	4,000 円		
	(3) とび科指導員免許	⑤ 1.5 時間	会 員 5,872 円 非会員 6,242 円	4,000 円		

5. 修了試験

講習2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

6. 修了証

所定の科目を受講し、かつ修了試験合格者には、「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付いたします。

7. 講習日時及び会場

日 時：令和 年 月 日（ ）～ 日（ ） 午前9時～
会 場：

8. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書 （所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写 真 1 枚 （胸上タテ 3.6 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受 講 料 （前納制です。当支部・実施分会へ直接持参、又は現金書留により納付すること。）
- (4) 受講一部免除を受けようとする者は、有資格証の写しを添付すること。

9. 受講定員及び締切り

1 回あたりの受講定員は 1 0 0 名以内とし、講習開始の 7 日前までにお申込み下さい。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。（※開催地の各分会によっては、受付方法が異なる場合もありますのでご確認下さい。）

※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。

10. その他

- (1) 電話による申込み予約等を行っておりませんのでご容赦下さい。
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参すること。
- (3) 開講 1 週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部（<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>）
- (5) 講習の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。
※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了試験を受験できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (7) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もあります。

1 1. お問い合わせ・申込み先

- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部
〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 1F
TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 東 青 分 会
〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 2F
TEL 017-722-5127 FAX 017-775-2147
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 西地方分会
〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町舞戸町字鳴戸 384-35 西建設会館内
TEL 0173-72-3037 FAX 0173-72-5080
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中 弘 分 会
〒036-8344 弘前市長坂町 14-1 中弘南黒建設会館内
TEL 0172-35-6363 FAX 0172-35-6368
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 南 黒 分 会
〒036-0331 黒石市八甲 69-17 黒石建設会館内
TEL 0172-52-3417 FAX 0172-53-1268
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 北 五 分 会
〒037-0035 五所川原市湊字千鳥 97 北五建設会館内
TEL 0173-35-2438 FAX 0173-34-5339
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上 北 分 会
〒034-0081 十和田市西十三番町 4-10 建設会館 2F
TEL 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 下 北 分 会
〒035-0073 むつ市中央二丁目 3-45 下北建設センター内
TEL 0175-24-1016 FAX 0175-24-1688
- ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 三 八 分 会
〒031-0073 八戸市売市字観音下 28-5 八戸建設会館内
TEL 0178-22-0755 FAX 0178-22-0160